

■ 計画策定の趣旨

- 府中市では、建築物の耐震化を促進し、地震災害に強いまちづくりを推進していくことを目的として、平成29年3月に府中市耐震改修促進計画（第2期計画）を策定しましたが、建築物の耐震化の目標や耐震化を促進するための施策等の見直しを行い、新たな計画として、府中市耐震改修促進計画（第3期計画）を策定します。
- 本計画は、震災による住宅や建築物の被害軽減を図るとともに市民の生命と財産を保護することを目的として、上位計画である「広島県耐震改修促進計画（第3期計画）」との整合を図りつつ、府中市の建築物の耐震診断・耐震改修の促進に係る施策の基本計画として策定するものです。

【計画期間】 令和3年度～令和7年度 【計画対象区域】 府中市全域 本編2頁～6頁

■ 地震発生時に通行を確保すべき道路

- 地震発生時に通行を確保すべき道路（広島県耐震改修促進計画等で指定）は以下のとおりです。 本編7頁～8頁

第1次緊急輸送道路：国道486号、国道432号、主要地方道（24）府中上下線、主要地方道（48）府中松永線  
 第2次緊急輸送道路：主要地方道（25）三原東城線、主要地方道（27）吉舎油木線

■ 住宅の耐震化の現状と目標

住宅

- 府中市の令和2年度の「住宅」の総数14,403戸に対し、「耐震性が不十分な建築物」（耐震性なし）は4,003戸（耐震化率：72.2%）と推計されます\*。

\*平成30年住宅・土地統計調査結果の推移より推計

【今後の見通し（推計）】

- 令和7年時点（計画の中期目標）では耐震化率76.7%
- 令和17年時点（計画の最終目標年度）では耐震化率84.6%になるとされています。

本編14頁～15頁

- 概ね15年後の令和17（2035）年度までに住宅の耐震化率を100%とすることを目指します。（広島県耐震改修促進計画の目標に即して設定。）
- 本計画では、この達成に向けた「令和7年度末の住宅の耐震化率の目標値」を81.5%と設定します。
- 本市の住宅の耐震化率は県の状況より遅れがあることから、耐震改修や建替え等の促進、新耐震基準の住宅等への住み替えなど、新たな施策展開により耐震化率の押上を図ることが必要です。

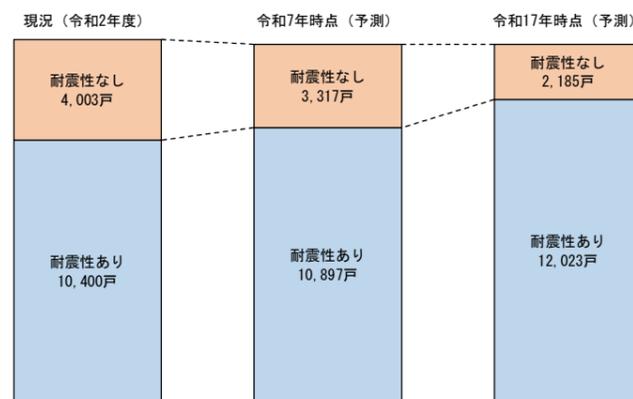
本編21頁～22頁

■ 府中市の住宅の耐震化の目標



	現況 (令和2年度)	令和7年度末		令和17年度末	
		予測	目標	予測	目標
住宅総数	14,403戸	14,214戸	14,214戸	14,208戸	14,208戸
耐震性あり	10,400戸	10,897戸	11,584戸	12,023戸	12,023戸
耐震性なし	4,003戸	3,317戸	2,630戸	2,185戸	0戸
耐震化率	72.2%	76.7%	81.5%	84.6%	100.0%

■ 住宅の耐震化の自然推計



■ 府中市で想定される地震の規模・被害の状況

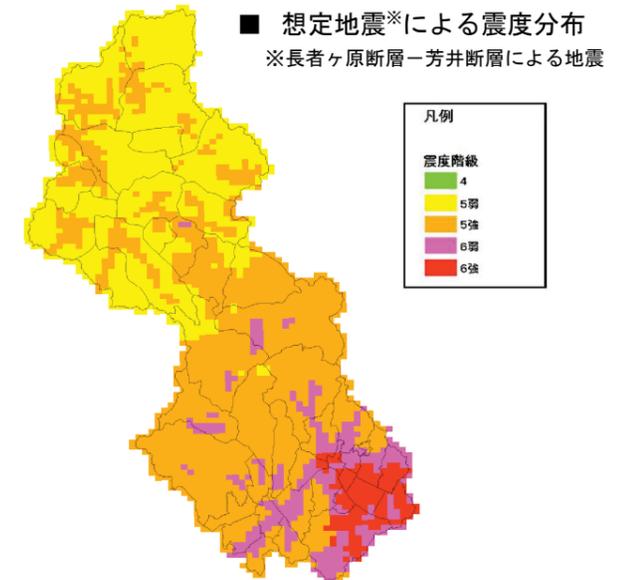
- 府中市に大きな被害を及ぼすと想定された「どこでも起こりうる直下の地震」（市役所を震源位置とした想定地震）及び「長者ヶ原断層－芳井断層による地震」の市内の震度は、震度4～6強の揺れが予測されます。

本編9頁～12頁

■ 府中市での被害想定

		長者ヶ原断層 －芳井断層	どこでも起こり うる直下の地震
建物	全壊	2,850棟	3,276棟
	被害	5,573棟	5,693棟
人的	死者	178人	1,613人
	被害	206人	1,718人

「広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）」（広島県）より



■ 建築物の耐震化の現状と目標

多数の者が利用する建築物\*1

\*1：法施行令（平成25年11月25日施行）で定める、病院、学校、店舗、保育園、事務所等の多くの人が利用する建築物で、一定規模以上の建築物

- 令和2年度における「多数の者が利用する建築物（法第14条第1号の建築物）の耐震化率は84.2%（民間施設：80.7%、公共施設91.1%）です。

本編17頁～18頁

- 地震による死者数及び経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな建築物を優先して耐震化に取り組む必要があり、概ね10年後の令和12（2030）年度までに多数の者が利用する建築物の耐震化率を100%とすることを目指します。
- この目標の達成のために、令和7年度時点の耐震化率は、91.2%程度に達することが望まれ、令和2年度～令和12年度（10年間）で耐震性が不足する建築物を21棟程度、解消することが必要です。

本編23頁

多数の者が利用する建築物の耐震化の目標及び必要改修棟数



令和2年度末	
建物総数	133棟
耐震性有建物数	112棟
耐震化率	84.2%

	令和2年度末	令和7年度末	令和12年度末
目標の耐震化率	84.2%	91.2%	100.0%
耐震改修の必要棟数	-	10棟(5年間)	21棟(10年間)
		1年間当たり	2棟

耐震診断義務付け対象建築物\*2

\*2：要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物（防災業務等の中心となる建築物・広域緊急輸送道路沿道建築物）

- 耐震診断が義務付けられた広域緊急輸送道路沿道建築物14棟のうち、13棟は耐震性が確保されていません。
- 令和7年度末までに耐震性の不足する広域緊急輸送道路沿道建築物を「概ね解消」することを目標とします。

	令和2年度末			令和7年度末 目標
	総数	耐震性あり	耐震化率	
要緊急安全確認大規模建築物	4	4	100.0%	耐震性不足の 建築物を概ね 解消
防災業務等の中心となる建築物	2	2	100.0%	
広域緊急輸送路沿道建築物	14	1	7.1%	

本編24頁

## ■ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 基本方針

- 「住宅」及び「要安全確認計画記載建築物<sup>※1</sup>」などの耐震化を重点的に進めます。
- 県、市町及び関係団体等が連携し、広域の住宅・建築物の耐震化を含めた総合的な安全化対策を計画的に促進します。
- 市民の耐震化の必要性の認識が向上するような意識啓発を行い、自主的な耐震化を促進します。

※1：早期の救助・復旧活動に係る避難路沿道建築物や防災拠点施設（広島県が指定し、耐震診断を義務付けたもの）

### ○建築物の耐震化促進支援施策

本編 26 頁～28 頁

- 住宅の耐震診断及び耐震改修等に対する補助事業
  - ・「府中市木造住宅耐震診断費補助事業」
  - ・「府中市住宅耐震化促進支援事業」
- 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定
- 住宅の耐震改修に対するリフォームへの融資
- 耐震診断義務付け建築物の耐震化に対する支援制度
  - ・「府中市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金」
  - ・耐震診断義務付け対象建築物に関わる特別控除

### ○ブロック塀等の安全対策

本編 29 頁

- 府中市ブロック塀等の安全確保事業

### ○地震時における総合的な安全対策

本編 30 頁

- エレベーター及びエスカレーターの地震防災対策
- 窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策
- 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策
- 家具の転倒防止対策
- その他の建築設備の転倒防止、破損防止の対策

### ○地震に伴うがけ崩れ等の建築物の被害軽減対策

本編 31 頁

- がけ地近接等危険住宅移転事業
- 住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業

## ■ その他建築物の耐震改修等の促進に関し必要な事項

本編 36 頁～39 頁

- 耐震化を促進するための指導等に関する事項
  - ・耐震改修促進法に基づく指導・助言等の実施
  - ・建築基準法による勧告又は命令等
    - ※県（所管行政庁・特定行政庁）が主体となって実施します。（市は県と連携・協力してこの施策を進めます。）
- 庁内における連携体制の強化
- 建築関係団体・特定非営利法人（NPO）等との連携
- 耐震改修促進計画市町調整会議や広島県建築安全マネジメント推進協議会との連携
- 地震保険の加入促進への普及・啓発，損害保険関係団体との連携
- アクションプログラムの検証・見直し・公表
- 計画の検証・見直し
  - ・耐震化の目標の達成状況の確認・検証
  - ・計画の進捗状況や社会情勢に応じた計画の見直し

### 重点的に耐震化すべき建築物

- 住宅
- 要安全確認計画記載建築物<sup>※1</sup>
- 災害対策本部、避難所等の防災活動拠点となる市有施設
- 民間の防災上重要な建築物や不特定多数の人が集まる施設
- 公共性が高いもの、避難施設として利用するもの

### ○耐震診断が義務付けられている建築物<sup>※</sup>の公表

本編 31 頁

※要緊急安全確認大規模建築物，要安全確認計画記載建築物（耐震診断結果，耐震化の取組状況等の公表）

### ○耐震化を促進するための環境整備

本編 32 頁

- 耐震診断を行う建築事務所の登録及び公表
- 安心して相談できる環境の整備

### ○災害対策等と連携した取組

本編 32 頁

### ○空き家対策等と連携した取組

本編 32 頁

- 新耐震基準の空き家等への住み替えの推奨
- 「府中市老朽危険空家解体促進事業」による自主的な解体促進

## ■ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- リフォームに併せた耐震改修の促進
- 相談体制の整備及び情報提供の充実
- 揺れやすさマップの周知
- 自主対策の推進の啓発
- パンフレットの作成・配布
- セミナー・講習会の開催
- 福祉部局と連携した普及・啓発
- 地域住民との連携による啓発活動
- 防災リーダーの養成

本編 33 頁～35 頁

## 住宅の耐震診断及び耐震改修等に対する補助事業

木造戸建て住宅を対象に耐震診断、耐震改修、建替え・除却工事等の費用を助成します。

### ■ 府中市木造住宅耐震診断費補助事業の概要

	対象建築物	補助対象費用
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市内に所在する木造住宅</li> <li>・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅又は併用住宅</li> <li>・構造が木造在来軸組構法及び伝統的構法により建築されたもの</li> <li>・地下を除く階数が 2 階建以下であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市木造住宅耐震診断設計資格者が診断したもの</li> <li>・（財）日本建築防災協会「木造住宅耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」に基づいて実施する耐震診断</li> <li>・補助対象経費に補助率 3 分の 2 の額（補助限度額 4 万円）</li> </ul>

### ■ 府中市住宅耐震化支援事業の概要

区分	対象建築物	補助対象費用	区域要件/ 補助限度額	補助率
耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市内に所存する木造住宅</li> <li>・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建住宅又は併用住宅</li> </ul>	補助対象住宅の耐震改修工事に要する工事費（耐震改修設計・工事監理費を含む）	居住誘導区域内 100 万円	工事費 の 4/5
			市街化区域内 70 万円	
			市街化区域外 50 万円	
現地建替	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下を除く階数が 2 階建以下であること</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満であること</li> </ul>	補助対象住宅の現地建替え工事に要する工事費（設計・工事監理費を含む）	居住誘導区域内 100 万円	除去工 事費の 23%
非現地建替	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住の実態があること</li> <li>・販売を目的とするものでないこと</li> </ul>	補助対象住宅の除却工事に要する工事費	移転先が 居住誘導区域内 83.8 万円	
除却			- 83.8 万円	

## 耐震診断義務付け建築物の耐震化に対する補助事業

避難路沿道建築物など耐震診断義務付け対象建築物の耐震化を支援するため、補強設計や耐震改修に対する費用を補助します。

### ■ 府中市広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修費補助金の概要

対象建築物	主な内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市内に存在する広域緊急輸送道路沿道建築物</li> <li>・特定行政庁による勧告又は法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないもの</li> <li>・耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断されたもの</li> </ul>	補助金対象事業費に対して補助を行う 補助率 補助金対象事業費の 11/15